

平成二十五年七月三十一日(号外第一六七号)厚生労働省・経済産業省・環境省告示第三号(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第四条第一項の規定に基づき、同項第五号に該当するものである旨の通知をした件)
(原稿誤り)

四	下	初めから	12、分枝型) スルフアニル 化物 (又は2-フエニルア リル化物、2-	12) スルフアニル化物 (又は 2-フエニルアリル化物又は 2-